

春日部市敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例

春日部市敬老祝金贈呈条例（平成１７年条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																									
春日部市 <u>長寿祝金</u> 贈呈条例	春日部市 <u>敬老祝金</u> 贈呈条例																									
(目的)	(目的)																									
第1条 この条例は、本市に居住する <u>長寿者</u> に対し、 <u>長寿祝金</u> （以下「祝金」という。）を贈呈することにより、敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、本市に居住する <u>高齢者</u> に対し、 <u>敬老祝金</u> （以下「祝金」という。）を贈呈することにより、敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。																									
(祝金の贈呈)	(祝金の贈呈)																									
第2条	第2条																									
(1) <u>満88歳</u>	(1) <u>満77歳</u>																									
(2) <u>満100歳</u>	(2) <u>満88歳</u>																									
(3) <u>満105歳</u>	(3) <u>満99歳</u>																									
(4) <u>満110歳</u>	(4) <u>満100歳以上</u>																									
(祝金の額)	(祝金の種類及び額)																									
第3条 <u>祝金の額</u> は、次のとおりとする。	第3条 <u>祝金の種類及び額</u> は、次のとおりとする。																									
<table><tr><th>区分</th><th>祝金の額</th></tr><tr><td><u>満88歳</u></td><td><u>20,000円</u></td></tr><tr><td><u>満100歳</u></td><td><u>50,000円</u></td></tr><tr><td><u>満105歳</u></td><td><u>80,000円</u></td></tr><tr><td><u>満110歳</u></td><td><u>200,000円</u></td></tr></table>	区分	祝金の額	<u>満88歳</u>	<u>20,000円</u>	<u>満100歳</u>	<u>50,000円</u>	<u>満105歳</u>	<u>80,000円</u>	<u>満110歳</u>	<u>200,000円</u>	<table><tr><th>区分</th><th>祝金の種類</th><th>祝金の額</th></tr><tr><td><u>満77歳</u></td><td>喜寿の祝金</td><td><u>10,000円</u></td></tr><tr><td><u>満88歳</u></td><td>米寿の祝金</td><td><u>20,000円</u></td></tr><tr><td><u>満99歳</u></td><td>白寿の祝金</td><td><u>30,000円</u></td></tr><tr><td><u>満100歳以上</u></td><td>賀寿の祝金</td><td><u>50,000円</u></td></tr></table>	区分	祝金の種類	祝金の額	<u>満77歳</u>	喜寿の祝金	<u>10,000円</u>	<u>満88歳</u>	米寿の祝金	<u>20,000円</u>	<u>満99歳</u>	白寿の祝金	<u>30,000円</u>	<u>満100歳以上</u>	賀寿の祝金	<u>50,000円</u>
区分	祝金の額																									
<u>満88歳</u>	<u>20,000円</u>																									
<u>満100歳</u>	<u>50,000円</u>																									
<u>満105歳</u>	<u>80,000円</u>																									
<u>満110歳</u>	<u>200,000円</u>																									
区分	祝金の種類	祝金の額																								
<u>満77歳</u>	喜寿の祝金	<u>10,000円</u>																								
<u>満88歳</u>	米寿の祝金	<u>20,000円</u>																								
<u>満99歳</u>	白寿の祝金	<u>30,000円</u>																								
<u>満100歳以上</u>	賀寿の祝金	<u>50,000円</u>																								

附 則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。